

## 主 文

本件再審査請求を棄却する。

## 事実及び理由

### 第1 再審査請求の趣旨

労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成30年3月30日付けで  
手続承継前請求人に対してした労働者災害補償保険法による休業補償給付を支給し  
ない旨の処分を取り消すことを求める。

### 第2 事案の概要

- 1 再審査請求人（以下「請求人」という。）の亡家族である手続前請求人は、昭  
和49年4月から平成9年4月までの約23年1か月間、最終ばく露事業場であ  
るA所在のB会社などにおいて、木造建築の改修工事等で石綿ばく露作業に従事  
していた。
- 2 手続前請求人は、平成29年6月16日、C医療機関でX線検査を受けたとこ  
ろ、「肺がん」であることが判明し、同年7月12日、D医療機関で精密検査を  
受けた結果、「右上葉小細胞肺がん」と診断された。
- 3 本件は、手続前請求人が、肺がんは業務上の事由であるとして、監督署長に平  
成29年6月28日から同年8月31日までの間の休業補償給付を請求したとこ  
ろ、監督署長はこれを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をした  
ことから、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。
- 4 手続前請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対  
し審査請求をしたところ、審査官が平成31年1月25日付けでこれを棄却する  
旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として再審査請求に及んだ。
- 5 手続前請求人は、その後の○年○月○日に死亡したため、労働保険審査官及び  
労働保険審査会法第50条において準用する同法17条の規定により、手続前請  
求人の承継人である請求人（手続前請求人の家族）において、令和元年9月12  
日に再審査請求の手続を受継したものである。

### 第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人

(略)

## 2 原処分庁

(略)

## 第4 争 点

手続前請求人発症した疾病が、業務上の事由によるものであると認められるか。

## 第5 審査資料

(略)

## 第6 理 由

### 1 当審査会の事実認定

(略)

### 2 当審査会の判断

- (1) 請求人は、画像を確認の上「胸膜プラークの有無」の判断を求め、また、石綿小体や石綿線維の存在など、あらゆる可能性について改めて調査するよう主張していることから、以下検討する。
- (2) 石綿による疾病の業務起因性の判断基準は、決定書に記載の「石綿による疾病の認定基準について」（平成24年3月29日付け基発0329第2号。改正：平成25年10月1日付け基発1001第8号。以下「認定基準」という。）のとおりである。
- (3) 手続前請求人が発症した右上葉小細胞肺癌は、決定書に説示するとおり、原発性肺癌であり、認定基準上の石綿ばく露作業が認められることから、認定基準に照らして医学的観点から、以下検討する。

#### ア 石綿肺について

E医師及びF医師は、いずれも石綿肺の所見が認められない旨の意見を述べており、また、石綿確定診断委員会は、各種の資料を精査し、石綿の所見が認められず、じん肺法に定める胸部X線写真の像が第1型以上である所見も認められないと意見を述べている。これらの意見は妥当なものであることから、手続前請求人に石綿肺の所見は認められない。

#### イ 胸膜プラークについて

請求人は、主治医を含む2名の医師が胸膜プラークを確認できるとしていることから、画像を確認の上、胸膜プラークの有無を確認するよう求めているが、E医師、F医師及び石綿確定診断委員会のいずれも、胸部CT画像に

において手続前請求人には胸膜プラークの所見を確認することができない旨の意見を述べている。また、平成30年4月25日の胸部CT画像及び診療録をD医療機関から取り寄せ、読影した結果によっても、明らかな胸膜プラークを認めることはできない。

ウ 石綿小体及び石綿繊維について

手続前請求人が診察を受けていたD医療機関においては、石綿小体及び石綿繊維の計測は行われておらず、また、これらの所見を確認することができる資料はないことから、認定基準に定める石綿小体及び石綿繊維があったということはできない。

エ びまん性胸膜肥厚併発について

一件記録によっても、手続前請求人がびまん性胸膜肥厚を併発していたとの所見を確認することはできない。

オ 上記のとおり、手続前請求人は、認定基準に示されたいずれの要件も満たさないことから、手続前請求人に発症した疾病及び死亡は、業務上の事由によるものということとはできない。

カ 請求人のその余の主張についても子細に検討したが、上記判断を左右するに足るものは見いだせなかった。

### 3 結 論

よって、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。

令和2年4月15日